

我孫子市妊産婦・乳児健康診査実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市妊産婦・乳児健康診査実施要綱（平成21年告示第175号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="264 607 788 703"><b><u>我孫子市妊産婦・乳児健康診査等実施要綱</u></b></p> <p data-bbox="209 725 312 761">（趣旨）</p> <p data-bbox="153 786 788 1832">第1条 この要綱は、妊娠期及び出産後間もない時期の母子の健康を守るとともに、妊産婦及び乳児の保護者の経済的負担の軽減を図ること<b><u>及び</u></b><b><u>新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすること</u></b>を目的に、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定により本市が実施する妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳児健康診査（<b><u>次条第1号</u></b>において「妊産婦・乳児健康診査」という。）<b><u>並びに新生児聴覚スクリーニング検査（次条第2号、第7条第1号及び第11条第1項において「聴覚検査」という。）</u></b>（以下「<b><u>妊産婦・乳児健康診査等</u></b>」という。） に 関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="209 1854 347 1890">（対象者）</p> <p data-bbox="153 1915 788 1948">第2条 この要綱に基づき<b><u>妊産婦・乳</u></b></p>	<p data-bbox="908 607 1431 703"><b><u>我孫子市妊産婦・乳児健康診査実施要綱</u></b></p> <p data-bbox="852 725 957 761">（趣旨）</p> <p data-bbox="798 786 1431 1357">第1条 この要綱は、妊娠期及び出産後間もない時期の母子の健康を守るとともに、妊産婦及び乳児の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条第1項の規定により本市が実施する妊婦健康診査、産婦健康診査及び乳児健康診査（<b><u>以下</u></b>「妊産婦・乳児健康診査」という。） に 関し必要な事項を定める。</p> <p data-bbox="852 1854 991 1890">（対象者）</p> <p data-bbox="798 1915 1431 1948">第2条 この要綱に基づき<b><u>妊産婦・乳</u></b></p>

児健康診査等を受けることができる者は、次の各号に掲げる妊産婦・乳児健康診査等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 妊産婦・乳児健康診査 受診日において本市の住民基本台帳に記録されている妊産婦及び乳児

(2) 聴覚検査 受診日において、本市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の乳児又は本市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の乳児

(受診票の交付)

第3条 市長は、母子保健法第15条の規定により妊娠の届出を受けたときは、当該妊娠の届出をした者に対し、妊産婦・乳児健康診査等受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、市外からの転入者が妊産婦・乳児健康診査等の対象者であることを確認したときは、我孫子市妊産婦・乳児健康診査等受診票交付申請書（転入者用）（様式第1号）に基づき、妊娠、産後又は生後の時期に応じた受診票を交付するものとする。

3 略

(妊産婦・乳児健康診査等の受診等)

児健康診査を受けることができる者は、受診日に本市の住民基本台帳に記録されている妊産婦及び乳児とする。

(受診票の交付)

第3条 市長は、母子保健法第15条の規定により妊娠の届出を受けたときは、当該妊娠の届出をした者に対し、妊産婦・乳児健康診査受診票（以下「受診票」という。）を交付するものとする。

2 市長は、市外からの転入者が妊産婦・乳児健康診査の対象者であることを確認したときは、我孫子市妊産婦・乳児健康診査受診票交付申請書（転入者用）（様式第1号）に基づき、妊娠、産後又は生後の時期に応じた受診票を交付するものとする。

3 略

(健康診査の受診)

**第4条** 妊産婦・乳児健康診査等は、市長の委託を受けた医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」という。）において実施する。

**2** 前条第1項又は第2項の規定により受診票の交付を受けた者は、委託医療機関等において妊産婦・乳児健康診査等を受診するときは、当該受診する委託医療機関等の窓口を受診票を提出しなければならない。

（妊産婦・乳児健康診査等の内容及び公費負担の額）

**第5条** 妊産婦・乳児健康診査等の内容及び公費負担の額は、別に定める基準のとおりとする。

（委託医療機関等以外で妊産婦・乳児健康診査等を受けた場合の費用の助成）

**第6条** 市長は、受診票の交付を受けた者が里帰り等の理由により妊産婦・乳児健康診査等を委託医療機関等で受診することができない場合において、委託医療機関等以外の国内の医療機関で妊産婦・乳児健康診査等を受診したときは、別に定める基準の範囲内で、当該受診に要した費用を助成するものとする。

（助成金の申請）

**第7条** 前条の規定により受診に要し

**第4条** 前条の規定により受診票の交付を受けた者は、市長が委託する医療機関又は助産所（以下「委託医療機関等」という。）において妊産婦・乳児健康診査を受診するときは、当該受診する委託医療機関等の窓口を受診票を提出しなければならない。

（委託医療機関等以外で妊産婦・乳児健康診査を受けた場合の費用の助成）

**第5条** 市長は、受診票の交付を受けた者が里帰り等の理由により妊産婦・乳児健康診査を委託医療機関等で受診することができない場合において、委託医療機関等以外の国内の医療機関で妊産婦・乳児健康診査を受診したときは、別に定める基準の範囲内で、当該受診に要した費用を助成するものとする。

（助成金の申請）

**第6条** 前条の規定により受診費用の

**た費用**の助成を受けようとする者は、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金交付申請書**（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 妊婦健康診査、産婦健康診査**若しくは乳児健康診査又は聴覚検査**の受診料に係る領収書

(2) 略

(3) 母子健康手帳の妊娠中の経過**又は妊産婦・乳児健康診査等の受診履歴**が分かるページの写し

(4) 略

（助成金の支給決定）

**第8条** 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金交付決定（却下）通知書**（様式第3号。次条において「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

**第9条** 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書が届いた日から起算して30日以内に、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金請求書**（様式第4号）により市長に請求しなければならない

助成を受けようとする者は、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金交付申請書**（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 妊婦健康診査、産婦健康診査**又は乳児健康診査**の受診料に係る領収書

(2) 略

(3) 母子健康手帳の妊娠中の経過が分かるページの写し（**妊婦健康診査の場合に限る。**）

(4) 略

（助成金の支給決定）

**第7条** 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金交付決定（却下）通知書**（様式第3号。次条において「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

（助成金の請求）

**第8条** 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定通知書が届いた日から起算して30日以内に、**我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金請求書**（様式第4号）により市長に請求しなければならない

<p>い。</p>	<p>い。</p>
<p><b>第10条</b> 略</p> <p><u>(事後指導等)</u></p>	<p><b>第9条</b> 略</p>
<p><b>第11条</b> <u>委託医療機関等は、聴覚検査</u></p>	
<p><u>の結果（以下この項及び次項において単に「結果」という。）</u>、指導事項等を保護者へ説明し、適切な指導を行うとともに、当該結果を当該保護者の同意を得て、母子健康手帳に記入し、又は記入した用紙を貼付するものとする。</p>	
<p><b>2</b> <u>委託医療機関等は、結果が要再検査（リファー）又は難聴若しくは難聴の疑いであった乳児について、必要な支援が早期に受けられるよう、当該結果を速やかに市長へ連絡するものとする。</u></p>	
<p><b>3</b> <u>市長は、前項の規定による委託医療機関等からの連絡があった場合において、保護者に対し指導を要すると認めるときは、訪問指導等の事後指導の徹底を図るものとする。</u></p>	
<p><u>(補則)</u></p>	
<p><b>第12条</b> <u>この要綱に定めるもののほか、妊産婦・乳児健康診査等に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	

様式第1号中「我孫子市妊産婦・乳児健康診査受診票交付申請書(転入者用)」を「我孫子市妊産婦・乳児健康診査等受診票交付申請書(転入者用)」に、「免許証」を「マイナンバーカード・免許証」に、

「(3) 乳児健康診査受診票

- 1回目 (生後3～6か月)
- 2回目 (生後9～11か月) 」を

「(3) 乳児健康診査受診票

- 1回目 (生後3～6か月)
- 2回目 (生後9～11か月)

(4) 新生児聴覚スクリーニング検査受診票

- 1回目 (生後50日まで) 」に改める。

様式第2号中「第6条関係」を「第7条関係」に、「我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金交付申請書」を「我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金交付申請書」に、「妊産婦・乳児健康診査受診料」を「妊産婦・乳児健康診査等受診料」に、

「 乳児健康診査申請内訳 (助成額の欄は、記入しないでください。)

券種	受診日	支払金額	助成額 (市記入欄)	券種	受診日	支払金額	助成額 (市記入欄)
1回	年 月 日	円	円	2回	年 月 日	円	円

」を

「 乳児健康診査申請内訳 (助成額の欄は、記入しないでください。)

券種	受診日	支払金額	助成額 (市記入欄)	券種	受診日	支払金額	助成額 (市記入欄)
1回	年 月 日	円	円	2回	年 月 日	円	円

新生児聴覚スクリーニング検査申請内訳 (助成額の欄は、記入しないでください。)

券種	受診日	支払金額	助成額 (市記入欄)
1回	年 月 日	円	円

」に、

「1 妊婦健康診査、産婦健康診査又は乳児健康診査の受診料に係る領収書

2 未使用の妊産婦・乳児健康診査受診票

3 母子健康手帳の妊娠中の経過が分かるページの写し (妊婦健康診査の場合に限る。)

」を

- 「1 妊婦健康診査、産婦健康診査若しくは乳児健康診査又は新生児聴覚スクリーニング検査の受診料に係る領収書
- 2 未使用の妊産婦・乳児健康診査等受診票
- 3 母子健康手帳の妊娠中の経過又は妊産婦・乳児健康診査等の受診履歴が分かるページの写し

改める。

様式第3号中「第7条関係」を「第8条関係」に、「我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金交付決定（却下）通知書」を「我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金交付決定（却下）通知書」に、「妊産婦・乳児健康診査助成金について」を「妊産婦・乳児健康診査等助成金について」に改める。

様式第4号中「第8条関係」を「第9条関係」に、「我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金請求書」を「我孫子市妊産婦・乳児健康診査等助成金請求書」に、「我孫子市妊産婦・乳児健康診査助成金を」を「妊産婦・乳児健康診査等助成金を」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に出生した乳児へ実施する検査から適用する。